

公共調達監視委員会活動状況報告書

部局名 福井労働局

1 開催日

令和6年11月27日(水)

2 委員の氏名及び役職等

委員長	田中 住江	司法書士
委員	山川 均	弁護士・公認会計士
委員	桑原 美香	福井県立大学 教授

3 審査対象期間

令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 0件

・審査件数 0件

うち、低入札価格調査の対象となったもの 0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 0件

・審査件数 0件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 12件

・審査件数 5件

うち、契約金額が500万円以上のもの 3件

うち、参加者が一者しかいないもの 2件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 12件

・審査件数 5件

うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者が一者しかいないもの 0件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件

5 審議案件の抽出方法

審査対象案件24件から、監視委員会設置要綱6条の「抽出の方法」によるところの必須対象である案件がないため、直近で審議されていない案件を中心に計10件の抽出を行った。

6 審議結果

・不適切等と判断した件数 0件

・結果内容及び措置状況

審議対象案件全てについて「所見なし」との結論であった。

◆第2回公共調達監視委員会議事概要◆

開催日時 令和6年11月27日(水) 14:00～

開催場所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

《委員》

田中 住江 司法書士(委員長)

山川 均 弁護士・公認会計士(委員長代理・抽出委員)

桑原 美香 福井県立大学 教授

《開催経過説明》

事務局 只今より、令和6年度第2回福井労働局公共調達監視委員会を開催いたします。審議開始までは事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

《有効成立の説明》

公共調達監視委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づく「過半数の出席」を満たしており、本日の監視委員会は有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、開催にあたり総務部長よりご挨拶を申し上げます。

《総務部長挨拶》

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

国の予算については、適正かつ効率的な執行が求められているところであり、厚生労働省においても調達に係る透明性の確保と効率性の向上を目指して積極的な検証を行うためにこの公共調達監視委員会を開催させていただいております。

本日御審議いただく案件は令和6年4月～令和6年6月までに契約を締結した10件となりますが、ここで御審議いただいた結果を踏まえて今後の適正な契約事務の推進に活かしていきたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からの開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局 それでは引き続きまして、議事次第にございます「委員長あいさつ」と以後の進行につきましては、田中委員長にお願いいたします。

《委員長挨拶》

委員長 本日は、「令和6年度 第2回目の公共調達監視委員会」ということでよろしくお願いいたします。

なお、本委員会の前の10月18日に開催されております「公共調達審査会」における審査件数全てにおいて、「特に指摘を受けることはなかった。」との報告を事務局より受けておりますので、申し添えさせていただきます。

《審議案件説明》

委員長 それでは、議事次第4の契約案件の審議に入りたいと思いますが、設置要綱第7条第2項に基づき、山川抽出委員から抽出結果の報告をお願いいたします。

《抽出結果説明》

抽出委員 それでは、私の方から抽出結果の報告をさせていただきます。事前に、事務局より令和6年4月から令和6年6月までの3ヶ月間に契約が締結された『対象案件28件』に係る関係資料の提出を受けました。

今回の抽出に当たっては、監視委員会設置要綱6条の「抽出の方法」によるところの必須対象はなかったことから、計10件（競争入札案件：5件、随意契約案件：5件）を抽出しております。

以上、報告させていただきます。

《前回指摘等事項（事務局報告）》

審議に先立ちまして、前回委員会での指摘について確認内容をご説明いたします。契約書の条文の一部文言について「発注者側の一方的な文言ではないか」、「権利・義務の譲渡・委任」は法律用語としていかがか』との質問を受けましたが、いずれも厚生労働本省から示された契約書ひな形（統一書式）を使用していること、加えて近隣局にも確認しましたが、同様の文言のまま使用している実態であったことをご説明いたします。ご意見については機会をみて、意見としてあげたいと思います。

《契約案件の審議》

1. 「令和6年度 福井公共職業安定所駐車場警備業務委託」について

委員 契約書の文言に疑問点がある。第20条2項と第28条の損害賠償に

係る条文が矛盾していると思われるが。同一の条件下で一方は支払うことを、一方は何ら賠償を要しないことを規定している。

事務局 法律の専門的事項であり、即答ができないことから、確認させていただく。

委員 わかった。では、第 10 条にある「未納付分」との文言は何を指しているか。本契約は駐車場警備業務であり、「納付」行為は伴わないと思うが。同じく、第 26 条にある「下請負人」とあるが、本件で「下請負人」は存在するのか。以上が疑問点である。

事務局 場合によっては、当局での様式加工時に誤った対応した可能性もあるため、調べさせていただきたい。

委員 様式を策定した時代と現在までの経過で規程や解釈が変わってきていることもある。本省には意見として挙げてもらいたい。

事務局 そのようにする。

委員 本件の契約金額の主は人件費と考える。予定価格は積算基準等を基にしたということであるが、入札した大半が予定価格を超えている。つまり、人件費が高騰しているということか。

事務局 そう考えられる。

委員 予定価格を決める際は、それら実態に即した率で算出した方がよいと考える。

事務局 意見として承る。

2. 「令和 6 年度 自動車保守管理業務（福井地区）（単価契約）（共同調達）」について

委員 契約書では①～⑥までの項目が入っているが、入札書には①と②しか無いようだが、入札は①、②でしたということか。なぜ契約書では③～⑥が増えているのか。

事務局 お示ししている資料（写し）に落丁があったもの。原本には入札書

にも①～⑥が示されている(原本を直接確認してもらい、理解を得た)。

委員 車のことに精通していないので、素朴な疑問を確認したい。資料には労働局分は対象が10台であるが、13台の契約とはどういう意味か。

事務局 本件は「共同調達」であり、当局分のみならず、他官庁分を含めての台数で契約したいとして、いくらでももらえるかを入札してもらっている。その後、例えば「5ナンバー」の単価などが決まるので、その単価で各官庁が各々発注する。

委員 1者応札であるが、他の事業者が入札に参加しない理由はあるか。

事務局 当局について言えば、県内にある各出先事務所の車も対象であり、事務所に取りに行って、対処後にまた事務所まで戻すことも条件にしていることから、広く県内に営業所がある事業者が参加しているものとする。実際、その条件では困難として見送った事業者がある。

委員 今回1者応札で、かつ、予定価格に対する落札率が低いが、低すぎることにに対する調査はしないのか。

事務局 低入札調査のことかと思うが、1千万円を超える予定価格などの基準があるので、本件は対象外となった。場合によっては、予定価格自体が過大であった可能性もある。次回の予定価格決定において意見を参考にしたい。

3. 「令和6年度 各種事務用等消耗品の購入(単価契約)」について

委員 この契約に関する入札額は、事業者としてはどのように数量等を出しているのか。この数量分をまとめて購入するという意味か。

事務局 いわゆる単価契約である。ボールペンの単価はいくら、何はいくらといった金額を各々算出して総額を出している。年間の予定数量を基に算出してもらっているが、実際の購入数は必ずしもその数になるかはわからないものとなる。過去には都度、随意契約を交わす方法をとっていたが、現在は単価契約方式としている。

委員 購入する物自体が少額なものが多く、実際に入札で出る差は微々たるものと考えられるが、事業者が落札するためには利益をどれだけ抑

えて総価を下げる努力をするかにあるということか。

事務局 そのとおりだと考える。

委員 入札をする以上、そのような競争原理が働くのは仕方ない。

4. 「令和6年度 就職支援セミナー事業」について

委員 実費精算方式であり、受託者はどのように利益を得る契約なのか。

事務局 精算方式ではあるが、事業に係る経費等により利益分を上乗せしていることが考えられる。なお、内訳上で判断することはできない。

委員 契約書第4条7項で「官署支出官は自己の責に帰すべき事由により支払を遅延した場合には利息を支払う」とあるが、個人的な責任という意味ではないと理解してよいか。文言修正が必要では。

事務局 個人の責任という意味ではない。指摘について精査させていただく。

委員 次の事案（事案5）も似たような事業であるが、最低落札方式と総合評価落札方式との違いは。

事務局 厚生労働省では、周知・広報事業と研究事業のみ総合評価落札方式をとっている。最低落札方式は、受託者の裁量が無いような事業が対象となっていると考える。例えば、事業計画を見ても会場借り上げなどといった定型的事項を主としている。事案5の方は事業の進め方等も含め事業者側に裁量を与えて考えてもらうような契約内容になっている。

委員 本件は1者応札であったが、仕様書上は他の事業者でもできる内容だと考えるがいかがか。

事務局 特に、本件受託者だけしかできない事業ではない。全国的にも行っている事業であり、他県からの入札の機会もあり得るが、金額的に儲けが出ないなどがあるのではないかと考えられる。近県の状況も情報収集していきたい。

5. 「令和6年度 若年者地域連携事業」について

委員 再委託について確認したい。契約書第5条3項において、委託費交付内訳の区分に従って使用しなければならないとあり、再委託先の再委託金額が示されているが、当該内訳のどれに当てはまるのか。

事務局 再委託理由が備品等を保持していないとの内容から、当該金額は事業費にあたると思われるが、内訳の事業費の範囲内に収まった再委託金額である。再委託については、委託費全体の50%の範囲までにしないといけなくなっており、「事業費の50%」という縛りではないので、本件は有効である。

委員 総合評価落札方式としているが、評価点に関する資料はないか。

事務局 資料はつけていない。
契約等に携わらない者複数名において評価してもらっている。各評価者が「0」、「1」、「3」、「5」の点数を各評価項目につけて総評価点としている。その結果によって、落札者が決まる形式である。

委員 入札者は東海北陸地域に所在する必要があるのか。

事務局 そのような縛りはなく、東海北陸地域での入札資格を有しているかということになっている。

委員 どのようなポイントを評価対象としているか知りたいので、資料を示すようにしてもらいたい。

事務局 次回以降、対象案件については評価書を示したい。

6. 「令和6年度 福井労働局労災補償課分室に係る賃貸借契約」について

委員 随意契約とした理由において、近隣のテナントに比べて安価であることが「代替性が無い」理由としているが、近隣に近い金額のテナントがあった場合、代替性が無いとは言えないと思う。会計法や予決令による随意契約の理由には「代替性」はうたわれていないが、理由として適切か。

事務局 指摘のとおり、代替性ではなく、「競争をゆるさない」という理由で

ある。当分室は労災保険レセプトを審査する部門であるが、その業務に使用する労災保険システムが設置されており、そのシステムが単年度で移設することが困難であることが理由として適切であるもの。理由の記載を正したい。

委員 賃貸料が上がるようなことはないのか。

事務局 やり取りがないわけではないが、据え置きでお願いしている状況である。今後、社会情勢によっては賃貸料引き上げについても考慮して対応していきたい。

7. 「令和6年度 福井公共職業安定所敷地に係る賃貸借契約」について

委員 契約書第3条の貸付期間については、借地借家法による借地権としては「30年」とであると考えて。1年間（短期）の貸付期間にできるのは、一時使用（サーカスの興行等）の場合によるもののみの例外的な対応となる。本件は、安定所建物のための借地であり、一時使用には該当しない。

事務局 当該契約書の期間とは、会計年度としての期間の定めであるもの。

委員 借地借家法がある以上、30年未満の「貸付期間」での契約は無効となる。公共機関が適用除外ということは無いと考える。

そのため、契約書の書きぶりを借地借家法にふれないように改める必要があると考える。つまり、30年の貸付の前提にあって、「“貸付料を据え置く期間”として4月～3月までの1年間は〇円とする。」旨の契約という風な契約書の文言・表現である方が良いのではないか。無効な条項を入れておくことが良くないので、その辺の書きぶりを改めるべきである。

事務局 貸付期間を30年とする契約書を交わすには、国債としての処理が必要となるが、相当に高いハードルで困難であるため、このような単年度契約方式にしている。

無効となる文言との指摘箇所の書きぶり等について、継続検討させていただきたい。

委員 賃貸料については、どのように決まっているのか。地価などは、変動しているもので、過去から変わらないなどの対応であると、場合に

よっては払い過ぎている状況ともなり得る。㎡単価をどのようにして決めているのか等、借り手側も理解しておくべきと考える。

事務局 福井市が市のルールに則って決めている単価であると考えますが、過去の単価等の変動の有無等を確認し、必要に応じて説明を求めるなどの対応をしていきたい。

8. 「令和6年度 福井公共職業安定所外部駐車場に係る賃貸借契約」について

委員 こちらの方は借地借家法の適用を受けないので、貸付期間は1年でも構わない。

事務局 了解した。

9. 「令和6年度 高齢者活躍人材確保育成事業」について

委員 資料の中に、「公益社団法人」と「公益財団法人」との記載があり、どちらかが誤りと考えられる。

事務局 本件は「公益社団法人」が正しいもの。誤りは修正する。

委員 仕様書の事業概要や事業計画の内容と時代変化と符合するようになった方が良いのではないか。定年年齢が引き上げられ、シルバー人材センター事業が縮小傾向にある。もし、過去と同様の事業内容となっているようであれば、時代背景に併せて見直すことも必要と考える。

事務局 ご意見として承る。

委員 予定価格に対し、契約金額が低くなっているが、事業計画をみて、この価格で事業が可能であると判断したということか。

事務局 相手には予定価格は見せないもの。あくまでも相手側が示した金額が予定価格範囲内であれば良い（契約している）もの。予定価格は過去の実績などから算定している。なお、資料の契約金額欄の記載が税抜き表示となっており、税込み価格は概ね予定価格に近いもの。

10. 「令和6年度 障害者就業・生活支援センター事業委託業務（嶺南）」について

委員 特に意見なし。

《総 評》

委員長 それでは、質問・意見も出尽くしたようですので、本日の審議をまとめますと、特に問題はないとのことで、承認してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 それでは、本日の審議結果を、監視委員会設置要綱第5条第5項に基づき、事務局の方で福井労働局のホームページで公表するとともに、中央監視委員会あて報告してください。

《閉 会》

委員長 以上をもちまして、福井労働局公共調達監視委員会を終了いたします。皆様、本日はご苦労様でした。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間 令和6年4月1日から令和6年6月30日				部局名 福井労働局						
番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議案件
1												
2												
3			該当なし									
4												
5												

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 令和6年4月1日から令和6年6月30日

部局名 福井労働局

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議案件
1													
2													
3			該当なし										
4													
5													

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間 令和6年4月1日から令和6年6月30日			部局名 福井労働局							
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議案件
1	令和6年度 福井公共職業安定所 駐車場警備業務委託	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	株式会社オーイング 福井県大飯郡高浜 町東三松9-9-13	3210001014099	一般競争入札 （最低価格落札方式）	9,914,361	9,542,610	96.3%	5者	審査済 （所見なし）	審査済 （所見なし）
2	令和6年度 自動車保守管理業務（福井地区）（単価契約）（共同調達）	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	福井日産自動車株式会社 福井市下荒井町21-3	4210001003695	一般競争入札 （最低価格落札方式）	1,132,296	車検5ナンバー 17,600円他 （予定調達総額 870,760円）	76.9%	1者	審査済 （所見なし）	審査済 （所見なし）
3	令和6年度 各種事務用等消耗品の購入（単価契約）	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	株式会社オフィスサポートBP 福井県福井市開発2丁目506番地	9210001008789	一般競争入札 （最低価格落札方式）	5,804,640	ノート99円他 （予定調達総額 4,794,515円）	82.6%	2者	審査済 （所見なし）	審査済 （所見なし）
4	令和6年度 就職支援セミナー事業	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	アイビーエージェント株式会社 福井県福井市日之出4丁目1番6号	6210001000055	一般競争入札 （最低価格落札方式）	3,176,396	2,766,500	87.1%	1者	審査済 （所見なし）	審査済 （所見なし）
5	令和6年度 若年者地域連携事業	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	福井商工会議所 福井市西木田2-8-1	8210005000347	一般競争入札 （総合評価落札方式）	22,026,165	19,844,000	90.1%	2者	審査済 （所見なし）	審査済 （所見なし）

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約（@●●※単価額）」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

[随意契約によるもの]		審査対象期間 令和6年4月1日から令和6年6月30日				部局名 福井労働局							
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議案件
1	令和6年度 福井労働局労災補償課分室に係る賃貸借契約	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	三谷不動産株式会社 福井県福井市中央3-1-5	1210001004028	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号 福井春山合同庁舎内では当該部門が入居可能な面積確保は困難なこと、また、同ビル内の他のテナント及び近隣のテナントビルに比べて安価であることから判断して、代替性が無く、競争が存在しない。	4,654,836	4,654,836	100.0%			審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
2	令和6年度 福井公共職業安定所敷地に係る賃貸借契約	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	福井市 福井県福井市大手3-10-1	7000020182010	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号 庁舎が福井市の所有財産上に建築されたものであり、競争が存在しない。	3,554,429	3,554,429	100.0%			審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
3	令和6年度 福井公共職業安定所外部駐車場に係る賃貸借契約	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	福井市 福井県福井市大手3-10-1	7000020182010	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号 庁舎の隣地であり、敷地内駐車場と接続された一体的かつ効率的な運用を行っていることから、競争が存在しない。	1,138,625	1,138,625	100.0%			審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
4	令和6年度 高齢者活躍人材確保育成事業	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	公益社団法人福井県シルバー人材センター連合 福井県福井市大手3丁目7番1号	7210005008969	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号 委託事業の実施者は高齢者雇用安定法第37条、第44条に基づき都道府県知事が指定したシルバー人材センターが同法第38条第1項第1号および第3号に規定する業務を行うこととされ、各都道府県において知事が指定するシルバー人材センターは、全都道府県とも各都道府県シルバー人材センター連合が唯一の団体として本省から指示されており、競争が存在しない。	25,651,931	22,999,091	89.7%			審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
5	令和6年度 障害者就業・生活支援センター事業委託業務(嶺南)	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	令和6年4月1日	社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団 敦賀市長谷47号21番	8210005006451	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により、都道府県知事が指定した法人が同法第28条に規定する業務を行うこととされ、福井県においてその指定を受ける法人であり、本省から委託先として指示されており、競争が存在しない。	20,081,595	20,081,475	100.0%			審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」